

交規第1021号

平成19年8月24日

埼玉県警察本部長

駐車許可事務取扱要領の制定について（通達）

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第7号）の一部改正に伴い、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成19年9月1日から実施することとしたので、事務扱い上誤りのないようになされたい。

別添

駐車許可事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第45条第1項ただし書及び第49条の5並びに埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第7号。以下「細則」という。）第6条に基づく警察署長（以下「署長」という。）による駐車許可の事務取扱いについて必要な事項を定め、その取扱いの適正を図るものとする。

第2 申請者

許可申請者は、運転者、車両の所有者等駐車行為について責任を有する者とする。ただし、これらの者が法人又は団体の場合はその代表者とする。

第3 申請の受付

署長は、次に掲げる書類の提出を受けた場合は、所定の様式であること及び記載事項に漏れがないことを確認した上で、これを審査するものとする。

審査の結果許可するときは、許可の経緯を明らかにするため、駐車許可証管理簿（別記様式第1。以下「管理簿」という。）に登載し、許可できないときはその理由を告げ当該書類を返戻するものとする。

- (1) 駐車許可申請書（細則別記様式第8号）
- (2) 申請に係る車両の自動車検査証の写し
- (3) 申請に係る車両の運転者の運転免許証の写し
- (4) 申請に係る駐車場所及びその周辺を明示した見取図
- (5) 申請に係る用務を疎明する書類

第4 審査

1 許可の審査

署長は、駐車のを許可をしようとする際に、細則第6条第1項及び同条第2項に規定する次の許可要件について審査する。

- (1) 法第45条第1項ただし書の規定による警察署長の駐車許可は、次の項目のすべてに該当する場合に限るものとする。
 - ア 駐車日時が、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 駐車（許可条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車）により交通に支障を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯ではない。

(イ) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものではない。

イ 駐車場所が、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（無余地場所となる場所又は放置駐車となる場合については法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）である。

(イ) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所ではない。

ウ 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 公共交通機関等の交通手段によるのでは、その目的を達成することが著しく困難であると認められる用務である。

(イ) 5分を超えない時間内の荷物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることが不可能と認められる用務である。

(ウ) 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務ではない。

エ 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が不可能と認められること。

(ア) 重量又は長大な荷物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

(イ) その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内

(2) 法第49条の5の規定による警察署長の駐車許可は、次の項目すべての要件を満たす場合に限り許可するものとする。

ア 駐車日時については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

イ 駐車場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。

ウ 駐車方法（許可条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。）については、当該方法で駐車することにより交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

エ 駐車に係る用務については、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 公共交通機関等の交通手段によるのでは、その目的を達成することが著しく困難であると認められる用務である。

(イ) 時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間内の駐車、その他駐車違反とならない方法によることが不可能と認められる用務である。

(ウ) 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務ではない。

オ 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が不可能と認められること。

(ア) 重量又は長大な荷物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

(イ) その他の車両にあつては、当該用務先からおむね100メートル以内

2 許可事務の処理期間及び許可期間

(1) 処理期間

処理は即日行うものとする。ただし、事業所等からの多数からなる一括申請にあつては、受理した日から4日（埼玉県条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条第1項各号に規定する県の休日（以下単に「県の休日」という。）を除く。）、細則第6条第3項ただし書きの規定による申請にあつては提出を受けた日から15日（県の休日を除く。）を超えないものとする。

(2) 許可期間

許可期間は必要最小限の日数又は時間とする。

3 条件の付与

署長は、駐車許可の申請があつた場合において、細則第6条の規定により交通の危険を防止するために必要な条件を付し、その他必要な措置を命じることとする。

第5 申請手続の特例

1 包括許可の取扱い

同一の申請者からの申請に係る定型的に反復し、又は継続して行われる駐車行為については、次の要件をすべて満たす場合に限り、包括して一個の駐車行為とみなし取り扱うものとする。この場合における許可の期間は、6か月以内とする。

- (1) 車両が同一であること。
- (2) 駐車場所が同一であること。
- (3) 駐車時間が同一であること。

2 緊急申請

- (1) 署長は、許可を受けようとする期間が2日を超えない申請で、緊急やむを得ない事情があると認めたもの（以下「緊急申請」という。）については、口頭での申請により許可できるものとする。
- (2) 署長は、緊急申請を受けた場合は、口頭での審査の上、許可するときは管理簿に登載して許可番号を、許可できないときはその理由を申請者に告げなければならない。
なお、緊急申請に係る駐車許可については、第6の駐車許可証（以下「許可証」という。）は交付しないものとする。
- (3) 緊急申請により許可を受けた申請者は、許可番号、許可警察署長及び駐車許可を受けていることを記載した書面を作成し、許可証とみなして、第7の規定を適用する。この場合において、運転者が車両を離れて直ちに運転することができないときは、運転者の連絡先又は用務先を当該書面に記載しなければならない。

第6 許可証の作成及び交付

1 許可証の作成

署長は、駐車を許可する場合は、前記第5の2の緊急申請のときを除き、次により許可証を作成するものとする。

- (1) 許可証は、提出された申請書の「駐車許可証」欄への記載及び押印により作成する。
- (2) 許可条件を別紙に記載した場合は、許可証に契印する。

2 許可証の交付

署長は、次により許可証の交付を行うものとする。

- (1) 許可証は、できる限り申請者本人に直接交付する。
- (2) 許可証の交付年月日、受領者等必要事項を管理簿に記載し、処理のてん末を明らかにする。

第7 許可証の掲示

許可証の交付を受けた申請者又は車両の運転者は、許可に係る車両を駐車する間、許可証を当該車両の前面ガラスの内側に、記載事項が前方から見やすいように掲示しなければならない。

ならない。ただし、前面ガラスのない車両については、外部から見やすい位置に掲出しなければならない。

第8 許可証の返納

次のいずれかに該当することとなった場合は、駐車許可証返納届（別記様式第2）により当該許可証を返納しなければならない。

- (1) 許可証の交付を受けた理由がなくなった場合
- (2) 新たな許可証の交付を受けた後、亡失した許可証を発見した場合

実施日

この通達は、平成19年9月1日から実施する。

実施日（平成20年7月8日交規第792号）

この通達は、平成20年8月1日から実施する。

実施日（平成22年4月2日交企第204号）

この通達は、平成22年4月19日から実施する。

実施日（平成30年8月22日交規第1606号）

この通達は、平成30年9月3日から実施する。

駐車許可証返納届

年 月 日

警 察 署 長 殿

返納者 住所

氏名

⑩

1 許可証番号 第 号

2 許可年月日 年 月 日

3 許可警察署長 警察署長

4 理由

駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったため

新たな駐車許可証の交付を受けた後、亡失した駐車許可証を発見したため

(該当の□にレ印をすること。)